

## 令和8年度 茨城町放課後児童クラブ児童募集

### ▶入会基準

保護者が常時働いているなどの理由で、放課後の時間帯に児童をみることができない状態にある世帯。原則として、その他の家族（祖父母など）も同様の状態に限ります。

### ▶対象

小学校1年生から6年生までの児童

### ▶定員

児童クラブ名	開設場所	定員
長岡児童クラブ	長岡小学校1階西側教室	70人
葵児童クラブ	葵小学校敷地内専用室	70人
大戸児童クラブ	大戸小学校敷地内専用室	70人
青葉児童クラブ	青葉小学校敷地内専用室	130人



▶料金 平日のみ利用 月額6,000円 月～土曜日利用 月額8,000円

▶受付期間 令和8年1月9日（金）～1月26日（月）

▶申請書類設置場所 こども課（茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内）、各児童クラブ  
※町ホームページから入会に必要な申請様式をダウンロードすることも可能です。

▶受付場所 こども課

▶受付時間 午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日を除く。水曜日は延長窓口のため午後7時まで受付)  
※詳細は、町ホームページ「放課後児童クラブ」よりご確認いただけます。

【問合せ先】 こども課 ☎ 029-240-7144（直通）



県内地域に児童虐待防止の重要性を広く周知し、地域全体で子どもたちを守る意識を高めるために、11月7日（金）に「オレンジリボンたすきリレー2025」を開催しました。このイベントは、県庁までのコースをリレー形式で走ることで、心を一つにすれば大きな力になることを示すとともに、子どもたちの安全と健やかな成長を願う思いを込めて行われています。

参加したランナーは、子ども虐待防止の象徴である“オレンジリボン”をたすきに仕立て、児童虐待のない社会の実現と子どもたちの明るい未来を守るために、オレンジリボンのシンボルを身に着けて走りました。参加ランナーからは「自分たちにできることを考えるきっかけになった。」「地域のつながりを感じられた。」といった声も聞かれるなど、子どもたちを守るための意識を高める重要な機会となりました。

こども課では、オレンジリボン運動を通じて、児童虐待防止に向けた取り組みを継続するとともに、地域社会全体で子どもたちを守るための活動を推進し、私たちの小さな一歩が大きな変化につながることを信じて、これからも虐待防止を推進していきます。



【問合せ先】 こども課 こども家庭センターグループ ☎ 029-240-7129（直通）

令和8年4月から

## こども誰でも通園制度が始まります

### 「こども誰でも通園制度」とは？

全ての子どもの育ちと子育て家庭への支援を強化するために、令和8年4月から全国の市町村で実施される新たな通園制度です。

#### ○どんな制度なの？

次の利用対象及び要件を満たしているお子さんが、保護者の就労等を問わず、月一定時間まで保育所等に通える制度です。

- （利用対象）・利用日時点で生後0歳6か月から満3歳未満
- （利用要件）・茨城町に住所があること  
・保育所等に通っていないこと

#### ○どのくらい利用できるの？

現時点で、お子さん一人に対し月10時間が上限となる予定です。

※国の検討状況により変更になる場合があります。

#### ○利用できる施設は？

町の認可を受け、所定の要件が整った保育所や認定こども園等で利用できます。



現在、制度の開始に向けて、利用料金、利用手続き等について調整を行い、準備を進めています。詳細が決まりましたら、町広報紙やホームページでお知らせします。

※「こども誰でも通園制度」について、  
詳しくはこども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁  
ホームページ  
はこちら→



【問合せ先】 こども課 ☎ 029-240-7144（直通）

### 県税事務所からのお知らせ

## 不動産取得税の課税免除等について

茨城県では、企業立地等の促進を図るため、県内において事業用施設や事務所を新設・増設した企業等が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

### 県税の特別措置の一例

- ・対象事業（製造業、情報通信業、運輸業等）の用に供する事務所または事業所を、県内に新設または増設し、県内における従業者が5人以上増加した法人  
→ **課税免除**
- ・県内において、本社機能の移転または拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人等  
→ **不均一課税**

県税の特別措置を利用するにあたっては、各種の要件があり、期限（不動産を取得した日から60日以内）までに手続きが必要です。詳しくは、茨城県水戸県税事務所までお問い合わせください。

【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所 ☎ 029-221-4820（課税第二課）